

報告（１）

令和７年第１回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和７年３月３日(月)から３月１９日(水)まで １７日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	議案質疑	一般質問
発言通告（全体）	４会派（５会派）	－（１議員）	１０議員（１９議員）

(２) 質問及び答弁内容 項目 件

区分	質問内容
学校教育部門 (16項目 21件)	部活動の地域移行について※（２件） 教職員の資質向上について※（１件） 水戸まごころタイムについて※（１件） 歴史教育について※（２件） 水戸スタイルの教育について※（２件） 宿泊を伴う自然体験教室について※（１件） 校内フリースクールについて※（２件） 平和教育について（１件） オーガニック給食について（１件） 学校給食の残食について（１件） フッ化物洗口について（１件） スクールカウンセラー等の拡充について（１件） 教育用タブレット端末について（１件） 英語教育について（２件） 飯富小学校・中学校整備について（１件） 飯富小学校・中学校の今後の方向性について（１件）
社会教育部門 (１項目 ２件)	日本遺産について※（２件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問	
質問者：誠和水政会 小泉 康二	答弁者：市長・教育長
7 教育行政について	
(1) 部活動の地域移行について	
ア 令和6年度の実績と課題の検証について	
イ 今後の全体目標と新年度の取組について	
質問内容：部活動の地域移行について	担当課：教育研究課
【質問要旨】	
<p>ア 全国の自治体において、地域移行に向けた取組が進められているが、本市の令和6年度の取組実績と課題等について伺いたい。</p> <p>イ 本市の今後の部活動地域移行に向けたスケジュールや目標、令和7年度の取組計画について伺いたい。</p> <p>あわせて、地域移行を進めるに当たって財源の確保が課題となるが、保護者負担のあり方について伺いたい。</p>	
【答弁要旨】 市長答弁	
<p>次に、教育行政についてお答えいたします。</p> <p>はじめに、部活動の地域移行につきましては、少子化の進展に伴い、これまでどおりの学校単位での部活動を継続することが困難になってきている状況を踏まえ、国においては、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備を目的に、まずは、休日の部活動を地域へ移行することとしております。</p> <p>令和5年度からの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしており、本市においても、令和6年度から国の事業として、休日の地域クラブ実証事業を実施しております。具体的には、少子化の影響により部員数が減少し、学校単位で団体競技のチームが組めない学校があることから、軟式野球において、飯富中学校を拠点に、双葉台中学校、国田義務教育学校の3校において、休日は地域クラブでの活動を実施し、3校が集まることで、競技人数を確保し、大会へ参加しております。</p> <p>また、第四中学校に本市で唯一存在するレスリングにおいては、競技の特殊性により、教員による専門的指導が難しいことから、競技経験のある専門の指導者が休日の指導に当たっております。</p> <p>実証事業の成果としましては、専門的な指導者が指導に当たることで、効率的・効果的な活動ができたこと、平日の部活動指導員が地域指導者として休日の指導に当たることで、平日の部活動との円滑な接続が図られたことなどが挙げられます。</p> <p>令和7年度につきましては、実証事業の競技種目を拡充し、剣道とソフトボールにおいて、一部の学校で、休日は地域クラブでの活動を実施し、検証を深めてまいります。</p> <p>実証事業におきましては、種目を拡充した際の指導者の確保、活動場所や試合会場までの移動手段、そして、地域クラブを維持するための財源確保など、地域移行を進めるに当たり、多くの課題が明確になったところでございます。</p> <p>特に、指導者確保と継続的な運営のための財源確保が課題となっており、指導者確保に当たっては、人材バンクを設置し、指導者を募集するとともに、大学や企業等へ広く指導者の協力を依</p>	

頼ってまいります。

財源確保に当たっては、議員御提案のように、既に地域移行を実施している県内の自治体においては、保護者の方に御負担をいただいている状況でございます。本市におきましては、企業からの御協賛や水戸黄門ふるさと寄附金の活用を検討するとともに、保護者の負担軽減が図られるよう、公費負担の在り方を決定してまいりたいと考えております。

また、家庭の経済的状況により子どもの活動機会に差が生じないように、支援の在り方についても検討してまいります。

学校の部活動は、子どもたちが仲間とともに練習を重ね、大会での好成績や技術・体力向上のために、懸命に取り組んでおり、様々な体験を通して、成長への大きな糧となっております。

そのため、本市におきましては、単一校で活動できる部活動においては、部活動の枠組を基本とし、引き続き、在籍校で活動ができるよう、現行の部活動を継承した地域移行のあり方を構築するとともに、休日の指導を希望する意欲ある教員が指導に当たれる体制を整え、教育的意義を担保しながら、子どもたちが地域移行をとおり、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、令和7年度から、集中的に部活動の地域移行の検討に取り組めるよう、専属で業務に当たる事務職員2名を総合教育研究所に配置することに加え、現在、任用している部活動地域移行コーディネーターを1名増員し、強力に推し進めてまいります。

今後とも、生徒・保護者・教員へのヒアリングやアンケート結果を踏まえるとともに、スポーツ・文化芸術団体、商工団体の代表や学識経験者等で組織する水戸市立学校部活動地域移行推進協議会において、課題解決に向けた協議を重ねながら、令和8年度以降の早期に、休日の部活動の地域移行が実現できるよう取り組んでまいります。

(2) 水戸らしい教育の推進について

ア 「脱ゆとり教育」後における水戸スタイルの教育の実践・拡充を図るため、教職員の資質・能力向上の必要性について

質問内容：教職員の資質向上について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

ア 「脱ゆとり教育」となって14年が経ち、子どもたちの学習内容や子どもたちが身に付けるべき力も変化している。そうした変化に対応するためには、教職員の資質・能力の向上が不可欠であるが、市としての具体的な取組を伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

小泉議員の教育行政についての代表質問のうち、水戸らしい教育の推進についてお答えいたします。

はじめに教職員の資質・能力向上の必要性についてでございますが、社会や経済、科学技術の進展、国際的な動向など、時代の変化に伴い、求められる教育も変化しております。予測困難で急激に変化する時代の中で、子どもたち1人1人の確かな学びと夢を実現できるよう、本市としましても、独自の水戸スタイルの教育を推進しているところです。議員御指摘のとおり、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、その時代に応じた教員の資質・能力の向上が不可欠であり、様々な取組により、資質・能力の向上を図っております。

教員を対象とした研修の実施についてでございますが、本市では中核市として本市の実態や教育課題を反映した、より実践的な研修を実施しております。

具体的には、初任者、2年次、3年次をそれぞれ対象とした新規採用教員研修や、6年次、12年次をそれぞれ前期、後期とした中堅教諭等資質向上研修を法定研修として実施しております。授業作りや児童生徒理解など、いつの時代も必要とされる教員としての基本的な内容について研修を行うとともに、これからの教員に求められている内容についても研修を行っております。例えば、情報化が急速に進展する社会を生きる児童生徒にとって情報活用能力が必要であることから、ICT活用スキルや情報リテラシーについての研修を実施しております。また価値観の多様化に伴い、さまざまな考えをもつ保護者と良好な関係を作る力が必要となっていることから、保護者への対応に関する研修についても実施しております。

これらの研修を担当する指導主事は、年間を通じ様々な機会を捉えて学校に訪問し、教員の授業の様子を参観しており、随時市としての課題を捉え、研修内容の改善に努めております。例えば令和6年度の新規採用教員研修におきましては、児童生徒の意見を引き出す授業の導入に課題が見られたため、資料の提示や発問について協議する等、指導主事が授業参観を通して捉えた課題をもとに研究のテーマを決め、授業計画の立案や、模擬授業の実施など、教員の課題に応じた実践的な研修を行いました。

今後も学校訪問等を通して教員に寄り添いながら、時代の変化や市としての課題を捉え、研修や講演内容の改善につなげる等、中核市としてのよさを活かし、教員の資質・能力の向上に努めてまいります。

イ 水戸市独自の「水戸まごころタイム」の各校での実施状況の把握及びさらなる質の向上について

質問内容：水戸まごころタイム上について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

イ 「水戸まごころタイム」に位置付ける問題解決学習の内容は学校によって異なると聞くが、学校によって子どもたちの学びの深さに差が生じることも考えられる。市として各学校の取組を把握し、全ての学校の質を保つことが必要と考えるがいかがか。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

次に、「水戸まごころタイム」の実施状況の把握及びさらなる質の向上についてでございますが、「水戸まごころタイム」では学校が児童生徒の興味・関心や学校の特色を生かしてテーマを設定し、児童生徒が探究的に学習する問題解決学習の時間を位置付けております。各学校独自のテーマに沿って児童生徒が主体的に課題を追究しながら、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力が確実に身に付けられるよう、学びの質の向上を図ることは重要であると認識しております。

現在、各学校における水戸まごころタイムの実施時数について把握しております。今後は学校ごとの探究のテーマや学習内容等、実施状況を詳細に把握し、実態に応じて訪問時に指導・助言を行ってまいります。また、各学校に対して好事例の周知を図り、全ての学校及び児童生徒の学びの質の向上を図ってまいります。

ウ 水戸の学問・学びを起源とする水戸教学のさらなる活用による郷土教育の充実及び深化について

質問内容：歴史教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

ウ 子どもたちがこれまで以上に水戸の歴史やその背景について学ぶ機会を持つことは、郷土愛を育むために必要であると考えているが、市としての見解を伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

次に、郷土教育の充実及び深化についてでございますが、議員御指摘の通り、郷土教育の充実には、児童生徒が、地域の歴史や自然に対する理解と関心を深め、郷土を愛する心を育むために大変重要であると認識しております。

本市におきましては、水戸まごころタイムに「水戸教学」の時間を位置付け、郷土についての学習を実施しております。学校によっては水戸教学の内容を、問題解決学習の時間に位置付け、長期にわたって郷土について学習を行っている例もございます。郷土についての学習が一層充実するよう、「総合的な学習の時間研究部」や「水戸教学研究部」の研修会等を通じて、各学校の好事例を共有し、周知してまいります。

また本市では、郷土教育のための学習コンテンツの充実を図っており、ICTを活用した学びに対応した郷土かるたの画像のデータ化や、楽しみながら学習できる郷土かるたを活用したゲームの例等、授業での活用について周知してまいります。

さらに今後におきましては、郷土教育の充実を図るため、児童生徒がタブレットを使って楽しみながら、学習した知識の確認や定着が図れるクイズ形式のデジタルコンテンツの作成についても進めてまいります。

今後とも、教員の資質・能力や児童生徒の学びの質の向上を図り、水戸市の子どもたちが郷土・水戸への誇りと愛情がもてるよう、水戸らしい教育の推進に努めてまいります。

代表質問

質問者：魁，水戸 袴塚 孝雄

答弁者：市長・教育長

1 市長の政治姿勢について**(1) 水戸スタイルの教育の目指すべき方向は。どのような子どもたちを育てようとしているのか。**

質問内容：水戸スタイルの教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

市長はこれまでも、水戸ならではの特色ある教育として、水戸スタイルの教育を進めるとしてきている。

水戸市第7次総合計画にも位置付けられているが、水戸の子どもたちをどのように育てていきたいと考えているのか、その目指す姿について伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

魁，水戸を代表されましての袴塚議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、市長の政治姿勢についてのうち、水戸スタイルの教育の目指すべき方向についてでございますが、私は、まちをつくる原動力はまさに人であり、10年後、20年後に水戸で暮らし、活動する子どもたちに、まちの発展の中心になってほしいという強い願いから、水戸市第7次総合計画一みと魁・Nextプランーにおきましても、教育施策を私の最重要政策の一つに位置付けております。

私は、子どもたちには、まず、心身ともに健全で、挨拶や人の話をよく聞くなどの基本的な生活習慣や、思いやりの心をもって人と接するなどの協調性などが育まれ、その上で基本的な学力が身に付いていく、まさに知徳体を一体化させた水戸スタイルの教育によって、生きる力を育ててほしいと願っております。

そこで、私が策定した水戸市教育施策大綱におきまして、この水戸スタイルの教育を強く打ち出し、確かな学びと学習意欲を高めるチャレンジプラン、世界で活躍できる資質を磨くグローバルプラン、郷土を愛し、豊かな感性を磨くキャリアプラン、命や人権を大切にすふれあいプランの4つのプランを柱として、「知性にとみ、心身ともに健全な風格を備えた水戸人の育成」を掲げているところでございます。

現在、子どもを取り巻く環境は、急速な人口減少、グローバル化や高度情報化社会の進展などにより、大きく変化しております。そのため、将来の変化を予測することが困難な時代に、子どもたちが、新しい時代を切り拓いていくための資質や能力をさらに高める必要があると認識しております。

そのため、AETなどによるオール・イン・イングリッシュ授業や海外の学校とのオンライン交流による実践的な英語力の育成、ICT支援員による授業補助や1人1台端末の活用により、情報モラルも含めた情報活用能力の育成に取り組んでおります。また、自然や歴史等と直接触れ合う様々な体験等で、子ども自らが企画立案したり発表する学習や教科等横断的な学びを積極的に取り入れ、課題解決能力の育成にも取り組んでおります。これらの取組をとおして、子どもたちが、英語やICT機器をツールとして自由に使いこなし、自ら考え、発想や判断したことを様々な人々へ発信・交流できる資質・能力を高めることで、急速に変化する社会へも対応し、国内外で活躍できる創造性豊かで発想力のある人材の育成を図ってまいります。

今後におきましても、水戸ならではの特色ある教育としての水戸スタイルの教育を推進してい

くことで、未来をリードする人づくり「水戸人」の育成に努めてまいります。

(2) 自ら考え行動する子どもたちの育成について

楽しい体験学習の在り方について

質問内容：宿泊を伴う自然教室について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

将来の水戸の発展を担う子どもたちを育成していくためには、学力ばかりでなく、自ら考える力を高めていくことが大切である。

子どもたち一人ひとりの個性や特性を伸ばしていくためにも、様々な体験をさせることも重要である。

これまで取り組んできた船中泊を伴う自然教室について、より効果の高いものへ見直す時期にきていると考えるが、市長の見解を伺いたい。

【答弁要旨】 **市長答弁**

次に、自ら考え行動する子どもたちを育成するための体験学習の在り方についてお答えいたします。

本市では、水戸らしい特色ある教育活動の一つとして、平成5年度から市内全校の中学2年生を対象に、調和のとれた健全な心身の育成を図ることを目的として、船による移動と北海道の豊かな自然を体験させる「船中泊を伴う自然教室」を実施しております。

令和2年度から5年度までの4年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とし、令和6年度は5年振りに実施いたしました。

実施後の生徒・保護者のアンケートでは、満足度の高い結果を得ており、中学校生活の中で思い出深い行事となっております。

学習指導要領では、「総合的な学習の時間」において、生徒の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習活動の展開を明示しており、生徒が主体的に学びに向かう姿勢が求められております。

また、国において、体験学習では、ひと・ものや実社会に実際に触れ、かかわり合う直接体験を重視し、体験的、探究的な学習に主体的・協働的に取り組むことが求められております。

船中泊は、生徒の自主性を育む事業ではございますが、活動場所や活動内容、実施期間など枠組みが決まっており、生徒が主体的に企画し、決定する活動が限られております。

また、依然として、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症が発生する可能性があり、船内で発熱者が多数発生するなど、船という限られた空間で長時間滞在することへの健康面への懸念がございます。

さらに近年は、価格高騰により宿泊料金やバス料金等が値上がりし、年々保護者負担が大きくなっております。

私は、未来を切り開き、水戸をリードする子どもたちには、自ら考え、課題を解決し、自主性や判断力を身に付けさせることが大切であると考えております。

そこで、現行の船中泊による自然教室の在り方を見直し、「船による移動」や「北海道」にこだわらず、行き先や活動内容を生徒自ら決定することで、これまで以上に、生徒の主体的な活動を促し、自主性や判断力を育む、より教育的意義の高い「新たな自然体験教室」へ令和8年度から移行してまいります。

生徒が一から企画し、決定する学校行事は、茨城県初の取組であり、新たな水戸らしい特色あ

る教育活動とするとともに、感染症などの健康面での不安を払拭してまいります。

具体的な取組としましては、これまでの4泊5日から、現在の北海道内での活動期間と同等の2泊3日とし、県外の地域において、これまでのラフティングを主とした活動から、トレッキングやスキーなど多様な自然体験活動ができるよう見直すとともに、生徒自らが企画した案を旅行業者と話し合い、生徒が意見を出し合って創り上げることで、より良い活動となるよう、保護者負担にも配慮しながら企画してまいります。

今後は、学校ごとに行き先や実施期間が異なり、学校においても、毎年度、新たな自然体験教室を創り上げることとなります。企画立案から実施まで1年生から取り組み、長期的な学習となることから、生徒が計画的に自主的に取り組めるよう教員が支え、より充実した学習活動となるよう学校と連携を図りながら、計画的に準備を進めるとともに、生徒や保護者の皆様へ新たな自然体験教室の意義について御理解を得られるよう周知に努めてまいります。

今後とも、子どもの自主的な活動を促し、自ら考える力を育成するとともに、自然体験活動を通して、心豊かでたくましい子どもの育成に努めてまいります。

(3) 校内フリースクールが令和6年度から全中学校で実施しているが、その成果について

質問内容：校内フリースクールについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

校内フリースクールが令和6年度から全中学校で実施しているが、その成果について今後小学校への導入についても考えられるが、その進め方についてタブレット活用の参加型不登校対策についてもあわせて伺いたい

【答弁要旨】 市長答弁

次に、小学校への校内フリースクールの導入についてお答えいたします。

本市の不登校児童生徒数は、国、県と同様に、これまで年々増加傾向にあり、私は、学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、継続的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

そのため、令和6年度から、全ての中学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習するスペースや交流するスペースを設置するなど環境を整え、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを開設いたしました。

令和5年度の水戸市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で305人、中学校で471人、合計776人となり、令和4年度より39人減少しましたが、依然として、国、県と比較すると、小中学校ともに不登校率が高い割合にあります。

小学校においても不登校児童への支援の必要性を強く感じたことから、令和7年度は、学校規模や各学校の実情を踏まえるとともに、地域バランス等を考慮し、小学校6校に校内フリースクールを開設してまいります。

各学校には、教員免許を有する支援員を新たに配置し、学習支援、教育相談を行うとともに、小学校は対象が1年生から6年生までとなり、発達段階に応じた支援が必要となることから、学習支援とあわせ、コミュニケーション活動や協働による集団活動など、児童の興味関心のある活動に取り組めるよう環境を整えてまいります。

これら6校での取組の成果等を踏まえ、段階的に校内フリースクールを必要とする全ての小学校へ拡充してまいりたいと考えております。

今後におきましても、子どもたちを誰一人取り残さない、個に応じたきめ細かな支援の充実を

図ってまいります。

【答弁要旨】 教育長答弁

袴塚議員の代表質問のうち、中学校における校内フリースクールの成果及びタブレットの活用等についてお答えいたします。

校内フリースクールでは、在籍学級での生活に不安を持っている生徒が、安心して自分に合ったペースで学習を進めたり、1日の計画を自分で設定して生活のリズムをつくるなど、生徒が不安なく生活できる居場所としての役割を果たしております。

また、生徒自身の学習計画に基づいた自主学习や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など一人一人の学習計画に応じた支援を行っており、教員と支援員が連携しながら不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っています。

6月から開設し、生徒・保護者への周知や理解も深まり、利用生徒も少しずつ増えております。各学校では、実情に応じ、運営方法を工夫しながら、生徒が自分の居場所として活用できる環境整備を行っております。校内フリースクールに通うことで、在籍学級の授業や給食に参加したり、合唱コンクールなどの学校行事に参加した事例も見受けられます。

利用している生徒からは、校内フリースクールができたことで少しずつ登校し、友だちと関わることができるようになった、支援員と一緒に話をする中で進路についても考えることができるようになったなどの声がありました。また、保護者からは、校内フリースクールに登校することで、子どもが前向きになっていく様子を感じられてうれしい、校内フリースクールでの生活を通して人間関係を広げることができ、ありがたいなどの感想をいただいております。

さらに、不登校に至っていないものの、不登校傾向にある生徒においても、一時的な利用や体験等で利用しており、校内フリースクールは、不登校支援だけでなく未然防止の役割も果たしております。

今後は、利用生徒へのアンケートを実施し、その結果を検証することで、一人一人のニーズに応じたさらなる支援体制の充実に努めてまいります。

次に、タブレットの活用等についてでございますが、不登校の児童生徒がタブレットを活用することは、学びを継続し、学習への不安を解消する効果がございます。そのため、学校への登校が難しい児童生徒においては、希望に応じ、1人1台端末を活用し、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、在籍学級の授業をオンラインで視聴したり、オンラインによる指導を行っております。さらには、個々の生活スタイルに合わせ、24時間いつでも視聴が可能な県教育委員会が作成した「いばらきオンラインスタディ」等のオンデマンド型の授業動画の活用を呼びかけるなど、学びの保障に努めてまいります。

また、校内フリースクールやタブレットの活用以外にも、総合教育研究所内に設置する「うめの香ひろば」や民間フリースクールなど、不登校児童生徒のニーズに応じた居場所があることから、それらの情報を提供してまいります。

今後につきましても、多様な学びの場の充実に図りながら、子どもたちの社会的自立を目指して、子どもたちに寄り添った支援に努めてまいります。

代表質問

質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇

答弁者：教育長

6 水戸市の教育について**(1) 子どもには無限の可能性があり、その可能性を開くため着実に責任ある指導について**

質問内容：水戸スタイルの教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

本市の教育においては、子どもの無限の可能性を開くため、今後拡充される、教育ダッシュボードの活用による教育DXの推進も行っていくとしているが、新年度、どのような方針で、本市の教育を推進していくのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

黒木議員の代表質問のうち、水戸市の教育について、お答えいたします。

本市では、教育施策大綱の基本理念として、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を掲げ、水戸ならではの魅力ある教育を推進しております。

子どもたちが、相手の意見を聞き、自ら考え、英語やICT機器を駆使しながら、国内外を問わず様々な人々へ発信・交流できる資質・能力を高めることが、子どもたちが社会に出たときに必要となる基盤になると考えております。

また、本市では、依然として不登校率が高い割合にあり、外部と関わりを持っていない子どもに対し、自分に合ったペースで学習・生活できる居場所を提供することで、社会的自立に向けた支援の充実を図る必要があると考えております。

これらを実現するための重点的な取組として、1つ目に、教育DXを推進してまいります。

1人1台端末を活用し、子どもたちが、図や写真等を取り入れながら、相手に分かりやすく伝えることを意識して、プレゼンテーション資料を作成し、大型モニターで発表することや、グループの意見を端末上で共有することで、自分の考えを広げ、理解を深めてまいります。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれ、子どもたちの情報モラルに関する教育も必要となることから、適切に端末を使用することができるよう、「水戸まごころタイム」や道徳の授業を通して育むとともに、子どもたちの情報活用能力の向上を図ってまいります。

1人1台端末は、児童生徒の教育において必須のツールであることから、令和7年度は、GIGAスクール構想により、整備した端末の更新を着実に進めるための予算を本議会に提案しているところでございます。

さらに、本市では、9月から全ての中学校で、水戸市版教育ダッシュボードの運用を開始しております。

子どもたちの学習のつまずきや心の変化を迅速に確認し、早期に次の指導や支援につなげるとともに、学習指導や生徒指導を効果的に行い、不登校の未然防止やいじめの早期発見につなげ、子どもたち一人一人に寄り添った支援に努めております。

令和7年度は、小学校へ拡充し、小学校でのデータを中学校につなげることで9年間を通して学びや心の変化を把握し、一人一人に最適な学びや支援を行ってまいります。

2つ目として、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニケーションツールである英語力の向上を推進してまいります。

本市は、県の英語教育実施状況調査において、英検3級相当以上の力があると判断される中学

年生の割合は64.2%となっており、令和9年度までに国が目指す60%を既に達成しております。

子どもたちは、AETを活用し、オール・イン・イングリッシュ授業の中で、自分の趣味や好きなことを英語でやりとりしたり、端末上でプレゼンテーション資料を作成し、自分の意見を英語で発表しております。

令和7年度は、AETを1名増員し、授業だけでなく学校生活の様々な場面でAETが関わり、子どもたちが英語に触れる機会を拡充することで、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

さらに、学校で学んだ英語力を生かし、引き続き、海外の観光客と交流し、英語で水戸の魅力を発信するとともに、一部の学校においては、海外の学校とオンライン交流を実施してまいります。

これらの情報活用能力や英語力を高めることで、急速に変化する社会に対応する資質・能力の育成に努めてまいります。

3つ目として、不登校対策の充実を推進してまいります。

本市では、6月から、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを、全ての中学校に開設いたしました。

校内フリースクールでは、生徒自身の学習計画に基づいた自主学习や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、一人一人の学習計画に応じた支援を行っております。

令和7年度は、学校規模や各学校の実情を踏まえるとともに、地域バランス等を考慮し、小学校6校に校内フリースクールを開設してまいりたいと考えております。

校内フリースクールは、不登校に至っていないものの、不登校傾向にある児童生徒においても、一時的な利用や体験等で利用できることから、未然防止にも努めてまいります。

今後につきましても、子どもたち一人一人の幸せであるウェルビーイングの実現に向け、全ての子どもたちの無限の可能性を最大限に引き出すことができる教育を目指してまいります。

代表質問

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：市長・教育長

3 水戸の歴史・自然・文化を生かした人づくり・まちづくりについて**(1) 日本遺産の状況と戦略的な歴史まちづくりについて**

- ア 「近世日本の教育遺産群」が条件つきで継続認定となった経緯と今後の取組について
- イ 観光・商工・都市計画・広報部門，民間事業者・市民団体等との連携の状況について
- ウ 歴史文化財課の市長部局への移管も含めた戦略的な取組について

質問内容：日本遺産について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

- ア 日本遺産「近世日本の教育遺産群」が再審査となった理由，国からどのような指導があったのか，継続認定に当たって今後どのような取組を行っていくのか，市長の考えを伺いたい。
- イ 次に，本市の歴史まちづくりについては，文化財部門だけでなく，観光，商工，都市計画，広報部門と連携した幅広い取組が必要と考える。また，歴史的資源の周辺エリアに飲食や物販などの民間ビジネスを集積させるなど，民間企業や市民団体との連携も必要と考えるが，本市の歴史まちづくりについてどのような課題があると認識しているか，市の考えを伺いたい。
- ウ 公民連携による歴史まちづくりの推進のためには，金沢市のように歴史文化財課を市長部局に移管し，政策部門やまちづくり部門と一体となった政策を行う必要があると考えるが，こうした組織体制の在り方について，市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

次に，水戸の歴史・自然・文化を生かした人づくり・まちづくりについてお答えいたします。

はじめに，日本遺産の状況と戦略的な歴史まちづくりについてでございますが，本市では，平成27年度に日本遺産に認定された「近世日本の教育遺産群」につきまして，私が会長を務める「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を中心に，弘道館や偕楽園をはじめとする教育遺産群の知名度を高めるとともに，教育や観光の振興，地域のブランド力を向上させる取組等を進めてまいりました。

こうした中，文化庁は，平成27年度と30年度に日本遺産に認定されたストーリーについて，有識者等で構成される「日本遺産審査・評価委員会」が審査した結果に基づき，令和6年7月に「近世日本の教育遺産群」など5件を「再審査となる地域」に選定しております。そのため，10月には，文化庁及び評価委員が本市を訪れ，現地調査とともに意見交換会が行われ，私は会長として意見交換会に参加いたしました。

本市や協議会では，日本遺産の取組として歴史資産の保存継承，郷土愛を育む郷土教育への活用に重点を置き，その延長線に観光振興があると認識し，様々な施策を行ってきたところであります。

しかしながら，意見交換会では，文化観光の推進や稼ぐ力等について求められる意見を多くいただきました。そのため，文化財部門と観光部門を更に連携させ，民官連携による取組が必要であると考え，地域活性化計画等を修正して再提出したところ，12月に認定継続（条件付）との審査結果を受けることができました。

認定継続にあたり，文化庁からは，特に，「シリアル型の日本遺産として構成自治体4市の連携

を深めること」、「民間事業者の活力も取り入れながら魅力ある文化資源を一層活用し、日本遺産の目的である観光振興・地域活性化に取り組むこと」を留意事項として評価結果をいただいております。

協議会では、令和6年度より、市民の皆様とともに活動を推進する「近世日本の教育遺産群サポーター制度」を創設したとともに、「夜・梅・祭」などのイベントにも参加するなど、観光や民官連携の取組を進めているところです。

今後につきましては、これまでの取組に加え、協議会内に「(仮称)日本遺産推進部会」を新たに設置して、観光団体にも参加をしてもらうなど、民官連携体制の強化を図るほか、大阪・関西万博の会場内で開催される日本国際芸術祭に出展し、教育遺産群の魅力を国内外に発信するなど、インバウンドを含めた観光振興にも努めてまいります。

今後とも、市民の皆様の応援や民間団体等の協力を得ながら、日本遺産制度を活用しつつ、地域の活性化を目指してまいります。

次に、観光・商工・都市計画・広報部門、民間事業者・市民団体等との連携の状況についてでございますが、本市は平成21年度に市歴史的風致維持向上計画を策定し、全国13番目の計画認定都市となりました。

認定都市となってからは、国の支援を受けながら歴史まちづくりを推進することが可能となり、偕楽園周辺地区や保和苑周辺地区等の歴史景観形成やソフト事業について、各部署が密に連携を取り、各施策を推進してまいりました。特に、弘道館・水戸城跡周辺地区においては、平成25年度から令和3年度にかけて、民官連携による実行委員会を立ち上げ、水戸城大手門、二の丸角櫓の復元や、水戸学の道の整備を行い、水戸の玄関口に新たな魅力発信交流拠点を創出いたしました。整備後においても、三の丸自治コミュニティ連合会や市民活動団体、県、市の文化財・都市計画・観光・商工等の各部門が連携し、地区内において、「シン・いばらきめし総選挙2024」や「夜・梅・祭」をはじめとする様々なソフト事業や、民間企業と連携した建物の外観変更をはじめとする、歴史的景観を向上させる取組を積極的に展開するなど、まちの活性化に大きな効果をもたらしているところであります。

私は、他の歴史都市との差別化を図り、天下の魁・水戸にふさわしい、個性ある歴史まちづくりを充実させていくためには、本物の歴史を体感できる歴史的資源や景観をしっかりと保全・形成しながら、歴史に触れ、学び、楽しんでいただく取組をオール水戸により推進していく必要があると認識しております。

こうした認識のもと、偕楽園周辺において、良好な景観や住環境を維持しつつ、にぎわいの創出に寄与する、商業施設等の立地を可能とするため、用途地域及び地区計画の変更を令和3年6月に行い、交流拠点のさらなる充実を図ったところであります。

今後とも、歴史的景観を生かしたにぎわいづくりの推進に向け、市歴史的風致維持向上計画で毎年度実施している進行管理・評価により、歴史まちづくりの効果を検証し、より良い事業の推進に努めてまいります。

さらには、現在策定を進めている「市文化財保存活用地域計画」において歴史を生かしたまちづくりに関する課題を整理し、関連部門や市民と連携した施策の推進に努めてまいります。

【答弁要旨】 教育長答弁

萩谷議員の日本遺産の状況と戦略的な歴史まちづくりについての代表質問のうち、歴史文化財課の市長部局への移管も含めた戦略的な取組についてお答えいたします。

平成31年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、文化財の保護に関する事務を首長部局に移管することが可能となりました。

この法改正は、観光行政、景観・まちづくり行政等に関する事務との連携をしやすいという趣旨に基づき、行われたものでございます。文化財の保護に関する事務を市長部局に移管した自治体においては、「市長部局との連携が図られた」という声がある一方で、「文化財の活用は学校教育や生涯学習との連携が重要であるが、教育委員会から離れたことにより連携が行いにくくなった」との声もございました。

県内におきましても、これまで、小美玉市と牛久市において市長部局への移管が行われておりましたが、小美玉市では今年度より、文化財担当課が市長部局から教育委員会事務局に戻っており、こうした再度の組織改編を行った事例もございます。

こうした中、本市では、教育施策大綱の中で「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」を基本理念に掲げ、水戸ならではの特色ある教育を重点的に推進しているところであり、学校教育に歴史や文化財を生かしやすい環境づくりが重要であると確信しております。

そのため、本市といたしましては、歴史文化財課を市長部局に移管することなく、学校教育や生涯学習との連携を図り、弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府として、基本理念の実現に取り組むとともに、市長部局との連携を密にしながら、歴史を生かした観光、都市計画、まちづくりに取り組んでまいります。

一般質問

質問者：公明党水戸市議会 森 正慶

答弁者：教育部長

4 教育行政について**(1) 戦後80年における平和教育の推進について**

質問内容：平和教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

戦後80年を迎える節目として、本市では、「戦後80年事業」として平和への願いと戦争の記憶を継承する事業を実施し、広島市の平和記念式典に参列する平和大使の増員を図ると聞いている。このような機会を活用し、より多くの子どもたちへ平和教育を推進していくべきと考えるが、市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

森正慶議員の一般質問のうち、戦後80年における平和教育の推進について、お答えいたします。

世界では、現在も様々な国や地域で戦争や紛争が起きており、グローバル化する国際社会に生きる子どもたちが、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成することが重要であると認識しております。

小中学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われており、中学校の社会科において、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解する」ことや、「世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成する」ことなどについて指導することとしております。

また、社会科以外では、国語科、道徳等を中心に、全ての教育活動を通し、平和教育に取り組んでおります。具体的には、戦争経験者や語り部から当時の話を聞いたり、戦争中の暮らしや国際協調の取組を調べ、平和について話し合う学習などを行っております。

本市では、本年、戦後80年を迎える節目として、平和への願いと戦争の記憶を継承する事業を実施してまいります。平和記念館の展示の充実や、平和関連映画の上映会などに加え、市民会館での有識者による講演会、博物館や内原郷土史義勇軍資料館での平和を考える企画展などを新たに開催することにより、市民一人一人が平和について学び、考える取組の充実を図ってまいります。

また、子どもたちが平和について考える機会として、毎年、小学校5年生から中学校3年生を対象とした平和作文コンクールを実施し、優秀者を水戸市平和大使として広島市の平和記念式典に派遣してまいりました。

平和大使に選ばれた児童生徒は、8月6日に広島市で行われる平和記念式典に水戸市の代表として参列するとともに、平和記念公園内の原爆の子の像への千羽鶴の献納や原爆死没者慰霊碑への献花などを体験し、学校に戻ってから全校集会などで体験をもとにした報告会を行うなど、平和の大切さについて、他の児童生徒に伝えるリーダーとして活躍しております。

本年の平和大使につきましては、12名から20名に拡充して派遣する予定でございます。より多くの子どもたちが、広島の地で学び、肌で感じた戦争の悲惨さや平和の大切さを、友達や家族などの身近な人たちに伝え、一緒に平和について考え、話し合う契機となることを期待しております。

さらに、子どもたちが平和の尊さと戦争の悲惨さを学び、語り継ぐ体験の機会として、8月の

「水戸市戦没者追悼式」に合わせ、「戦後８０年平和を学び・つなぐ集い」を開催いたします。市内各小中学校の代表児童生徒約３００人が参加し、平和作文コンクール受賞者代表による作文朗読や語り部講演会、映画上映等を通して、戦争や核兵器のない社会づくりの大切さや平和意識の醸成を図ってまいります。

今後につきましては、より多くの子どもたちに平和への意識を高める機会となるよう、これら戦後８０年の節目として開催いたします事業について周知を図るとともに、引き続き、様々な教育活動を通して平和教育を推進してまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 森 智世子

答弁者：教育部長

3 教育行政について**(1) オーガニック給食導入について****ア オーガニック給食の段階的導入に向けた現状と市の見解について****イ オーガニック給食導入時の費用負担について**

質問内容：オーガニック給食について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

ア オーガニック給食については、推進した方がよいと考えている。水戸市における現在の取組状況と課題について伺いたい。

イ 令和7年度から給食費が小学校でも無償化となる中、オーガニック給食を推進していく上で、現時点の費用負担と今後の見通しについて、市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

森智世子議員の一般質問のうち、オーガニック給食導入についてお答えいたします。

学校給食の食材として、有機農産物やその加工品を使用する「オーガニック給食」につきましては、茨城県内におきましても、取組を始めた自治体が年々増えてきており、今後、有機農業の進展とともに、拡大が見込まれるものであると認識しております。

本市におきましても、令和5年11月に、鯉淵小学校において、本市としては初めて、有機農産物を活用したオーガニック給食を提供いたしました。喫食前には、児童がオーガニック給食をきっかけにして、地域の自然や農業に興味、関心を持ち、感謝の気持ちを養うことができるよう、使用食材の提供者である地元の生産者から、様々なお話を伺う機会を設けました。オーガニック給食を体験した児童からは、「野菜の香りを強く感じた」など、大変好評でございました。

また、令和6年度は取組を拡大し、6月から、内原小学校において、日本農業実践学園で生産された玉ねぎ、ジャガイモ、ほうれん草など、十数種類の有機農産物を継続して使用しているところでございます。

さらに、11月には、三の丸小学校において、近隣のプロducerによる有機農産物のかぶを使用した給食を提供いたしました。その際、生産者を給食に招待し、学校近くの畑で栽培していることや、有機栽培についてなどをお話いただき、児童と交流を図りました。

一方、オーガニック給食の推進に当たりましては、学校給食への有機農産物の安定的な供給体制が確立されておらず、必要な時に十分な量を確保することが困難であることや、一般に、有機農産物が、通常の食品に比べて高価であることなどの課題もございます。

現在、本市における有機JAS認証を取得している有機農産物の生産者の数はわずかですが、JA水戸では有機農産物の生産に向けた取組を推進しているところであり、JA水戸が市内に設置した試験ほ場や「JA水戸有機農業研究会」で栽培されたジャガイモや人参を一部の市立小学校や共同調理場において使用するなど、オーガニック給食に向けた取組を実施しているところでございます。

このように、有機農産物を取り入れたオーガニック給食を少しずつ進めているところであり、今後におきましても、JA水戸や市内の生産者等との連携のもと、有機農産物の季節ごと・品目ごとの生産量や、学校給食への供給体制等に関する情報を把握しながら、オーガニック給食の推進に努めてまいります。

次に、オーガニック給食導入時の費用負担についてでございますが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和5年度から特に子育てに係る費用負担の大きい中学生を対象に、市立中学校給食費を完全無償化とし、令和7年度からは市立小学校給食費につきましても完全無償化を実施してまいります。

さらに、本市では、物価高騰の中でも、質や量を落とすことなく栄養バランスの取れた魅力ある学校給食を提供するために、食材料費の予算についても拡大しているところでございます。

また、オーガニック給食については、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農法により生産された有機農産物の特徴などについて、児童生徒に学んでもらう機会ともなり、食育の観点からも意義のあるものと考えております。

このようなことから、オーガニック給食を推進するに当たりましても、有機農産物に係る食材料費について、保護者に負担を求めることなく実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても、魅力ある学校給食の提供を通じた食育の推進と児童生徒の心身の健全な育成に努めてまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 細谷 智宏

答弁者：教育部長

2 学校給食について**(1) 学校給食の残食について**

質問内容：学校給食の残食について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

学校給食は、発達段階に応じて、必要な栄養価を計算して提供されているため、児童生徒に残さず食べてもらうことが重要であると考えます。

学校給食の残食の量を伺いたい。

また、学校や調理場における残食を減らすための取組及び残食等の利活用方法について伺いたい。

【答弁要旨】

細谷議員の一般質問のうち、学校給食の残食についてお答えいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでございます。

本市では、国の定める学校給食摂取基準に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な栄養量の充足に努めるとともに、1日に必要な栄養量の概ね3分の1を摂取できるよう、栄養バランスに配慮した学校給食を提供しております。

そのため、児童生徒には、学校給食を残さず食べて、成長期に必要な栄養量を摂取してもらいたいと考えております。

しかしながら、一度の食事で食べられる量や食べ物の嗜好は様々であり、残さずに食べることができない児童生徒もいることから、学校給食における残食の量につきましては、令和6年12月から令和7年2月の3か月における中学校の平均で、主食が約17%、牛乳が約8%、おかず等の副食が約23%、全体では約17%となっております。

このような状況に対し、児童生徒が嗜好の偏りをなくし、様々な食品を食べられるよう、調理法や味付け、食べ合わせ等、献立の工夫をすることが大切であると考えております。

また、残食を少なくするための取組として、給食日よりや校内掲示資料等で、季節ごとの旬の食材や国内外の様々な食文化などを紹介し、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、地場産物を活用し、地域の生産者等への感謝の心を育むなど、食に関する指導の充実を推進しております。

さらに、各学校におきましては、児童生徒の給食委員会の活動として、残食調査を実施し、給食を残さず食べたクラスに賞状を贈呈するなど、給食の食べ残しをなくすための自発的な取組を行っている例もございます。

次に、残食等の利活用についてですが、学校給食共同調理場可燃ごみ等収集運搬業務委託の仕様書の中で、食品ごみを堆肥として再利用できることとしており、食品ごみの全てが発酵堆肥施設に搬入されております。

また、揚げ物の調理で使用する食用油につきましては、再利用を目的とした売り払いを行っており、バイオディーゼル等に再生されております。

今後におきましても、児童生徒に食事の喜びや楽しさを感じてもらえるような魅力的な献立を作成するとともに、新たに、1人1台端末のアンケート機能を活用した児童生徒の意見を把握する仕組みも導入し、食べ残しの削減に努めてまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 渡辺 欽也

答弁者：教育部長

1 日本遺産再認定について

- (1) 日本遺産に認定される条件，継続するための条件，再認定に至った経緯について
- (3) 小学生や中学生への歴史教育について
- (4) 水戸市民への日本遺産の周知活動について

質問内容：日本遺産について，歴史教育について

担当課：歴史文化財課，教育研究課

【質問要旨】

- (1) 日本遺産に再認定されたとのことだが，平成27年度に日本遺産に認定されたときの条件と，このたびの認定継続となった条件についてなど，再認定に至った経緯について伺いたい。
- (3) 小・中学校においては，本市独自に「水戸教学」として水戸の歴史に関する学習を行っているが，郷土に対する愛情を育成するためにも，水戸の歴史的な文化財や偉人の業績等，水戸の歴史をしっかりと学ぶことは大切であると考えている。水戸の歴史教育に関する取組について伺いたい。
- (4) 水戸市民には日本遺産についてあまり浸透されていないと感じている。日本遺産の持つ魅力を周知していく必要があると考えているが，どのような周知活動を行っていくのか伺いたい。

【答弁要旨】

渡辺議員の一般質問のうち，日本遺産再認定についてお答えいたします。

日本遺産は，文化財をもとに歴史的経緯や伝承，風習などを踏まえたストーリーを作成して活用することで，地域活性化を図るため平成27年度に創設された制度でございます。

日本遺産に認定される条件につきましては，「地域の歴史的特徴を示すものであること」，「地域づくりについて将来像と実現に向けた方策が示されていること」，「日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること」の3つの審査基準に基づき，文化庁が認定するものであり，「近世日本の教育遺産群」は日本遺産第1号として認定されました。

次に，継続するための条件及び再認定に至った経緯についてでございますが，文化庁では，令和3年度から有識者等で構成される「日本遺産審査・評価委員会」が総括評価・継続審査を行っており，令和6年7月には「近世日本の教育遺産群」など5件を「再審査となる地域」に選定するとの発表がありました。そのため，10月には，文化庁及び評価委員が本市を訪れ，現地調査とともに意見交換会が行われました。

これまで，本市や教育遺産世界遺産登録推進協議会では，日本遺産の取組として歴史資産の保存継承，郷土愛を育む郷土教育への活用に重点を置き，その延長線に観光振興があると認識し，様々な施策を行ってきたところでございますが，意見交換会では，「文化観光の推進」や「稼ぐ力」等の成果を重視する意見を多くいただきました。こうした経緯を踏まえ協議会では，文化財部門と観光部門の更なる連携や，民官連携による施策の強化を図ることとし，地域活性化計画を修正して提出したところ，12月に認定継続（条件付）との審査結果を受けることができました。

認定継続にあたり，文化庁からは，特に，「シリアル型の日本遺産として構成自治体4市の連携を深めること」，「民間事業者の活力も取り入れながら魅力ある文化資源を一層活用し，日本

遺産の目的である観光振興・地域活性化に取り組むこと」を留意事項として評価結果をいただいております。

今後につきましては、これまでの取組に加え、協議会内に「(仮称)日本遺産推進部会」を新たに設置して、観光団体にも参加いただくなど、民官連携体制の強化を図るほか、大阪・関西万博の会場内で開催される日本国際芸術祭に出展し、教育遺産群の魅力を国内外に発信するなど、インバウンドを含めた観光振興にも努めてまいります。

次に、小学生や中学生への歴史教育についてお答えいたします。

郷土教育の充実は、児童生徒が地域の歴史や自然に対する理解と関心を深め、郷土を愛する心を育むために大変重要であると認識しております。

本市の学校教育におきましては、水戸まごころタイムに「水戸教学」の時間を位置付け、郷土についての学習を実施しております。教師用指導書「水戸教学」には小学1年生から中学3年生まで、発達段階に応じた授業の例やワークシート、また郷土に貢献してきた人々の思いや願いに触れることができる「先人のことば」等が掲載されており、それらを教師が授業で活用することで、児童生徒が水戸の歴史についてわかりやすく学ぶことができるようになっております。

また、水戸まごころタイムの問題解決学習の時間においては、学校が児童生徒の興味・関心や学校の特色を生かしてテーマを設定し、児童生徒が探的に学習を行うことが可能であるため、児童生徒が1人1台端末や社会科副読本等を活用しながら、自分で決めた水戸に関わる課題を追究する学習を行う学校もございます。例えば三の丸小学校では、弘道館などに出向き、水戸の歴史等、自分で見つけた課題について調べ、まとめたことを発表する取組を行っております。

さらに本市独自の道徳副読本「まごころ」には、日本の幼児教育の先駆者豊田^{とよだ}英雄や水戸銘菓吉原殿中の始まりの話など、先人の生き方に触れる内容が掲載されており、道徳の授業での活用を通して水戸の歴史や郷土を愛する心の育成に努めております。

学校外の取組といたしましては、水戸について学んだ成果を生かし、おもてなしの心や社会に尽くす態度を育成するため、水戸の梅まつりにおいて全ての中学校の複数の代表生徒が、偕楽園や弘道館での案内活動を実施するとともに、五軒小学校では、偕楽園に赴き、偕楽園記の暗唱を披露し、観光客から大変好評を得ております。

また、水戸郷土かるたを題材として、夏休みには水戸郷土かるた巡りを開催し、親子で郷土かるたに読まれている場所を巡り、実物を見て学ぶ取組を実施するとともに、子ども会育成連合会が主催する水戸郷土かるた大会が毎年開催され、多くの児童が参加しております。

さらに、夏休みの自由研究である、わたしたちの郷土研究においては、令和6年度は900点を超える応募があるなど、各学校から毎年多くの作品が出品されております。作品の中には水戸城や水戸八景を題材とした作品も見られ、本市の歴史、伝統への関心の高さをうかがうことができます。

また本市では、ICTを活用した学びに対応した郷土かるたの画像のデータ化や、楽しみながら学習できる郷土かるたを活用したゲームの例の紹介等、郷土教育のための学習コンテンツの充実を図っており、さらなる活用について周知してまいります。

今後につきましては、より一層の郷土教育の充実を図るため、タブレットを使って楽しみながら、学習した知識の確認や定着が図れるクイズ形式のデジタルコンテンツを作成するとともに

に、これらの取組を充実させながら、子どもたちが郷土・水戸への誇りと愛情をもてるよう、郷土教育の推進に努めてまいります。

次に、水戸市民への日本遺産の周知活動についてでございますが、平成27年度の認定以降、日本遺産の認知度を高めるため、弘道館や偕楽園、日新塾跡などにおいて、日本遺産の公式ロゴマークを付した案内板を設置するとともに、市内商店会等の協力を得ながら、のぼり旗を設置するなど、多くの方々の目に留まる取組を行ってまいりました。

また、水戸城跡二の丸展示館を日本遺産の情報発信拠点としてリニューアルしたほか、ガイドブックやパンフレットの配布、専用ホームページによる周知を行うなど、情報発信に努めてまいりました。

さらには、県内の3つの日本遺産との連携事業や日本遺産講演会の開催、いきいき出前講座を通年で実施するなど、市民の関心を高める取組を進めてきたところでございます。

水戸城跡二の丸展示館において行っているアンケートでは、教育遺産群が日本遺産に認定されていることを知っていたと回答した割合は約24パーセントと、周知が充分進んでいるとは言えない状況であると考えております。郷土を物語る文化財の価値や、教育遺産群のストーリーの持つ魅力を、より多くの方々に理解いただくため、市民のお力添えをいただきながら、さらなる効果的な周知を行うことが重要であると認識しております。

そのため、令和6年度より、市民の皆様とともに活動を推進する「近世日本の教育遺産群サポーター制度」を創設し、民官連携による推進体制を整備いたしました。また、先月22日に開催した「夜・梅・祭2025」などの観光イベントにもサポーターとともに積極的に参加してPRを行うなど、民官連携の取組を進めているところでございます。

今後とも、地域コミュニティ団体やボランティア組織など、市民の皆様と手を携えながら、一人でも多くの方に教育遺産群の魅力を知っていただく取組を進め、郷土を愛する心の醸成と地域の活性化を目指してまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

3 教育行政について

(1) 学校におけるフッ化物洗口について、2021年度から始まった県の「小学校口腔衛生推進事業」は、2023年度から3年間、フッ化物洗口を実施した上で、2025年度の定期健康診断の集計結果を検証し、その効果を公表することで取組を推進するとしていたが、現在、県教育委員会は、その検証結果を待たずに、各市町村教育委員会に推進している。それを受けての本市の見解について。

ア 本市の実施校である下大野小学校におけるフッ化物洗口の効果はどの程度か。また、来年度以降も下大野小学校でフッ化物洗口の実施を継続するのか。そして、対象校の拡大を行うのか。

イ 2年前、教育長は「教職員の負担については再度検証して、実施方法を精査する」と答弁があったが、その後どのような検証と精査を行ったのか。

ウ フッ化物洗口を実施する場合、市歯科医師会と連携するなど、教職員への負担軽減策も考慮しなければならないと考えるが、本市の見解は。

質問内容：フッ化物洗口について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

下大野小学校におけるフッ化物洗口の効果、実施前に行った教職員の負担軽減策の検証と精査の内容、令和7年度の下大野小学校における実施と対象校の拡大の有無、実施する場合の教職員の負担軽減策について伺いたい。

【答弁要旨】

滑川議員の一般質問のうち、学校におけるフッ化物洗口についてお答えいたします。

小学校において実施するフッ化物洗口とは、週1回フッ化ナトリウムを水に溶かした液体を1分間口の中に含んで口の中を洗うものでございます。フッ化物には、歯のエナメル質の結晶を強くする作用や初期の虫歯の表面を修復し、進行を抑える作用、虫歯菌が歯を溶かす活動を抑える作用があり、フッ化物洗口を行うことにより、虫歯予防効果があるとされております。

茨城県では、永久歯に生え変わる時期にある小学生を対象に、令和3年度から、フッ化物洗口を実施する「小学校口腔衛生推進事業」がモデル事業として開始され、本市におきましては、令和5年度から、下大野小学校をモデル校として、週1回、朝の時間に全学年でフッ化物洗口を実施しております。

フッ化物洗口の効果についてでございますが、フッ化物洗口の効果は複数年実施して表れてくるものと言われておりますことから、下大野小学校での効果につきましては、モデル事業として令和7年度まで3年間実施し、令和8年度における歯科健診の結果も含めて比較することで、効果を確認してまいりたいと考えております。

本市におけるフッ化物洗口の実施に当たりましては、養護教諭をはじめ教職員の理解を得た上で実施することが重要であることから、市歯科医師会の御協力のもと、フッ化物洗口について、養護教諭への研修会を行ったのち、各学校に希望調査を行い、実施希望のあった下大野小学校で実施することといたしました。

実施に当たりましては、教職員の負担軽減が図られるよう、他市町村の実施状況や、市歯科医師会、養護教諭等の意見を伺い十分検証した上で、実施方法を決定いたしました。

具体的には、フッ化物洗口液は、フッ化物洗口剤の希釈やボトルの洗浄が不要であり、劇薬としての管理の必要がない、希釈済みとなっているボトルタイプの洗口液を使用すること、また、廃棄しやすいよう、洗口容器に使い捨ての紙コップを使用し、洗口後、紙コップの中にティッシュを入れ、洗口液を吐き出し、そのまま捨てる方法をとることで、学校における教職員の負担の軽減を図ることといたしました。

さらに、市が主体となって、市歯科医師会や県歯科医師会と連携しながら、事前に保護者向けの説明会を開催したほか、教職員に対して、安全な実施のため、フッ化物洗口に対する正しい知識の習得や児童へのフッ化物洗口液の配布手順、洗口後の吐き出し方法などの説明を行ったことに加え、フッ化物洗口開始から1か月程度は、実施日に教育委員会の職員がサポートするなど、可能な限り教職員の負担が軽減されるよう支援を行ってきたところでございます。

令和7年度に向けましては、各小学校に対して、フッ化物洗口の実施に係る希望調査を行いました。希望する小学校がなかったことから、実施校は拡大せず、引き続き、モデル事業として下大野小学校で実施してまいります。

今後につきましても、フッ化物洗口を実施する場合には、茨城県教育委員会と連携して、実際に作業に当たる学校の教職員の理解と合意、協力、保護者の理解を得るとともに、市歯科医師会など関係者の皆様と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

一般質問

質問者：日本共産党水戸市議団 田中 真己

答弁者：教育部長

4 教育行政について**(1) 校内フリースクールの拡大について**

質問内容：校内フリースクールについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

令和6年度から開設した中学校の校内フリースクールの現状及び成果について伺う。

また、令和7年度は小学校6校へ校内フリースクールを拡充するが、ほかにも児童数が多い学校がある。この6校の選定理由と今後、年次的に拡大し、全校で実施する計画があるのか伺いたい。

【答弁要旨】

田中議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、校内フリースクールの拡大についてでございますが、本市では、令和6年度から、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを、全ての中学校に教員免許を有する支援員を配置し、開設いたしました。生徒・保護者への周知や理解も深まり、利用生徒も少しずつ増えているところでございます。

各学校では、実情に応じ、運営方法を工夫しながら、生徒が自分の居場所として活用できる環境整備を行っております。校内フリースクールに通うことで、在籍学級の授業や給食に参加したり、学校行事に参加した事例も見受けられます。

利用している生徒からは、校内フリースクールができたことで少しずつ登校し、友だちと関わることができるようになった、支援員と一緒に話をする中で進路についても考えることができるようになったなどの声がありました。また、保護者からは、校内フリースクールに登校することで、子どもが前向きになっていく様子を感じられてうれしい、校内フリースクールでの生活を通して人間関係を広げることができた、などの感想をいただいております。

さらに、不登校に至っていないものの、不登校傾向にある生徒においても、一時的な利用や体験等で利用しており、校内フリースクールは、不登校支援だけでなく未然防止の役割も果たしております。

小学校への拡充につきましては、令和7年度は、学校規模や各学校の実情を踏まえるとともに、地域バランス等を考慮し、小学校6校に校内フリースクールを開設してまいりたいと考えております。

6校には、教員免許を有する支援員を新たに配置し、学習支援、教育相談を行うとともに、小学校は対象が1年生から6年生までとなり、発達段階に応じた支援が必要となることから、学習支援とあわせ、コミュニケーション活動や協働による集団活動など、児童の興味関心のある活動に取り組めるよう環境を整えてまいります。

これら6校での取組の成果等を踏まえ、段階的に校内フリースクールを必要とする全ての小学校への拡充を検討してまいります。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充について

質問内容：スクールカウンセラー等の拡充について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

本市のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況と配置による効果について伺いたい。

さらに今後、増員していくべきと考えるがいかがか。

【答弁要旨】

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充についてでございますが、令和6年度は県からの派遣に加えて新たに本市独自にスクールカウンセラーを1名配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを1名増員し2名体制とし、支援・相談体制の充実を図ったところでございます。

スクールカウンセラーの配置により、これまでの県からの派遣だけでは訪問回数が少なかった小学校へ重点的に訪問し、児童生徒や保護者の不安や悩みに応じた、より適切な支援が行えるようになりました。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、増員したことにより、学校からの要請に迅速に応じることができるようになり、また、スクールソーシャルワーカーは教育分野の知識に加え、福祉の専門家であることから、支援が必要な家庭への訪問や、福祉機関との連携もきめ細かに実施できるようになるなど、より多くの支援につなげております。

今後につきましても、不登校支援や相談体制の在り方について、児童生徒や保護者、学校のニーズ等を踏まえ、検証と見直しを加えながら、子どもたちに寄り添った支援に努めてまいります。

一般質問

質問者：誠和水政会 池田 悠紀

答弁者：教育部長

1 小中学生のタブレット端末利用について

- (1) 「教育用タブレットの更新」や「指導者用のデジタル教科書の導入」など、教育行政においてさらなるICT化が進められようとしている。ICT化によるマイナス面を市は把握しているのか。また、そのための対策は何か行われているのか。

質問内容：教育用タブレット端末について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

「教育用タブレットの更新」や「指導者用のデジタル教科書の導入」など、教育行政においてさらなるICT化が進められようとしている。ICT化によるマイナス面を市は把握しているのか。また、そのための対策は何か行われているのか。

【答弁要旨】

池田議員の一般質問のうち、小中学生のタブレット端末利用についてお答えいたします。

小中学生のタブレット端末の利用につきましては、国のGIGAスクール構想により、本市におきましても、令和3年度から1人1台端末を導入し、教育活動において、日常的にタブレット端末を使用しております。

タブレット端末の活用には、学習の効率化や学習意欲の向上など、多くの利点がございます。

一方で、健康への影響も懸念されており、長時間使用による視力の低下や姿勢の悪化などが指摘されております。また、教育のICT化が進展する中で、情報発信による他人や社会への影響やネットワーク上のルールやマナーを守ることなど、情報モラル教育の充実が求められております。

そのため、本市におきましても、タブレット端末の導入に合わせて、「学校のICT機器使い方のきまり」や「家庭におけるPC端末利用のルール」などのリーフレットを作成し、児童生徒や保護者への啓発を行っております。学校現場では、これらのリーフレット等を活用し、視力や姿勢への影響、IDやパスワードの重要性、インターネット上のトラブル等に関する情報モラルについて、児童生徒が安心して安全に端末を使用することができるよう、発達段階や実態に応じて指導を行っております。

また、デジタル機器依存への対策といたしましては、有害情報サイトへのアクセスを防ぐためのフィルタリングソフトの活用や、アプリケーションの利用時間の制限を行い、安全な環境整備にも努めております。

新体力テストの生活習慣・自覚症状調査の結果から、本市の児童生徒におきましても、家庭でテレビを見たり、スマートフォンを使用する時間が長くなるなど、ここ数年の間に生活習慣の変化が顕著に見られております。児童生徒の視力の推移につきましては、タブレット端末を導入した令和3年度以降、裸眼視力1.0未満の割合は、ほぼ横ばいの傾向にあり、統計上悪化は見られておりませんが、引き続き、児童生徒や保護者への啓発を行うとともに、情報モラル教育に関する研修において取り扱うなど、健康面へ十分に留意してまいります。

タブレット端末の活用には、多くのメリットもございます。児童生徒が疑問に思ったことなどをインターネットで素早く調べることができ、発表資料を作成する際には、図や写真などを取り入れ、従来の紙媒体では表現することが難しかったアイデアを表現することが可能となりました。

さらに、タブレット端末を活用することで、必要な情報を収集、整理、分析し、得られた情報をもとに自分の意見や考えをわかりやすく相手に伝える力の育成につながっております。

また、デジタルドリルを活用することで、児童生徒一人一人が理解度に応じた課題に取り組んだり、タブレット端末と大型提示装置を組み合わせることで、児童生徒一人一人の意見を可視化し、共有することにより、考えの広がりや深まりが見られるなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に大きく寄与するものとなっております。

一方で、従来の紙による学習は、文字や図を書くことで、実際に手を動かしながら学習を行うため、記憶の定着や内容の理解につながるなど、紙のよさについても認識しております。

今後におきましても、安全面に留意し、デジタルとアナログのよさをバランスよく組み合わせながら、これからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めてまいります。

2 部活動の地域移行について

- (1) 予算案では、前年比約4倍に増額、担当職員も増員となっており、移行に向けて本腰を入れている。他自治体では休日に部活動を地域に移行することに伴い競技人口が大幅に減少しているが、水戸市は試算しているのか。
- (2) 生徒一人一人の成長を考慮するような教育的指導が行われるように、指導の質を担保する施策は考えているのか。
- (3) 経済的理由や送迎の負担などで部活動参加を諦める生徒が出ることを市はどのように認識しているのか。具体的な支援策を考えているのか。
- (4) 地域クラブが学校の施設を利用する際ハードルが高い。どのように管理するつもりなのか。

質問内容：部活動の地域移行について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) 予算案では、前年比約4倍に増額、担当職員も増員となっており、移行に本腰を入れている。他自治体では休日に部活動を地域に移行することに伴い競技人口が大幅に減少しているが、水戸市は試算しているのか。
- (2) 生徒一人一人の成長を考慮するような教育的指導が行われるように、指導の質を担保する施策は考えているのか。
- (3) 経済的理由や送迎の負担などで部活動参加を諦める生徒が出ることを市はどのように認識しているのか。具体的な支援策を考えているのか。
- (4) 地域クラブが学校の施設を利用する際のハードルが高い。どのように管理するつもりなのか。

【答弁要旨】

次に、部活動の地域移行についてお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、少子化の進展に伴い、これまでどおりの学校単位での部活動を継続することが困難になってきている状況を踏まえ、国においては、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備を目的に、まずは、休日の部活動を地域へ移行することとしており、本市においても、実証事業を行いながら部活動の地域移行に向け、検討を進めているところでございます。

はじめに、休日の部活動を地域に移行することに伴う参加生徒の試算についてでございますが、休日の部活動の地域移行を検討するにあたり、令和6年度に生徒の意識調査を実施いたしま

した。その中で「もし、休日の部活動の代わりに、地域ごとの新しい活動の場ができるとしたら、参加したいと思いませんか。」という質問に対して、「参加してみたい」と回答した割合は14%、「参加するか分からないが興味はある」と回答した割合は55%となり、合わせると約7割の生徒から、部活動に代わる地域での活動に対する一定の興味・関心が伺えました。

次に、指導の質を担保する施策についてでございますが、現在実施している休日の地域クラブ実証事業の実施においては、競技経験のある専門的な地域人材を地域クラブの指導者としております。指導を依頼するにあたっては、事前に、技術指導だけでなく、指導者として求められるコンプライアンスや子どもたちとの関わり方など、倫理規範の徹底についても研修を行うほか、総合教育研究所の指導主事が実際の現場を確認し、必要な指導・助言を行うことで、指導の質の担保に努めております。

次に、経済的負担や送迎の負担などへの具体的な支援策についてでございますが、既に地域移行を実施している県内の自治体においては、財源の確保のために、保護者の方に御負担をいただいている状況がございます。本市におきましては、企業からの御協賛や水戸黄門ふるさと寄附金の活用を検討するとともに、保護者の負担軽減が図られるよう、公費負担の在り方や、家庭の経済的状況により子どもの活動機会に差が生じないよう、支援の在り方についても検討してまいります。

送迎につきましては、休日の地域クラブ実証事業や、学校外で行われる部活動の練習試合等に参加する際は、生徒自身により自転車で移動するほか、保護者に送迎の御協力をいただいている状況でございます。今後、学校数が16校ある本市の規模において、地域クラブへの送迎支援を行うには、検討すべき課題が多くございますことから、他の自治体の状況も調査しながら研究してまいります。

次に、地域クラブが学校の施設を利用する際の管理についてでございますが、実証事業の実施に当たりましては、水戸市立学校財務規程に基づき、学校施設設備使用許可申請を行い、許可を受けた上で地域クラブが使用しております。今後、休日の部活動の地域移行を拡充して行く際は、より円滑に学校施設を地域クラブが使用できる仕組みとすることが必要であることから、具体的な方策について検討してまいります。

学校の部活動は、子どもたちが仲間とともに練習を重ね、大会での好成績や技術・体力向上のために、懸命に取り組んでおり、様々な体験を通して、成長への大きな糧となっております。

そのため、本市におきましては、単一校で活動できる部活動においては、部活動の枠組を基本とし、引き続き、在籍校で活動ができるよう、現行の部活動を継承した地域移行のあり方を構築してまいりたいと考えております。

今後におきましては、学校と地域クラブが連携し、教育的意義を担保しながら、子どもたちが地域移行をとおり、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備に努めてまいります。

一般質問

質問者：誠和水政会 打越 美和子

答弁者：教育部長

1 公立小中学校における英語教育について

- (1) 小規模特認校である柳河小学校での活動内容やA E T（外国語指導助手）の活用状況と今後の市内小中学校への成果の生かし方について
- (2) 英語検定受験料の補助の考え方について

質問内容：英語教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) 本市では令和6年度から柳河小学校を英語教育を特色とした小規模特認校制度を導入しているが、A E Tの活用状況や特色ある英語教育の実践について伺いたい。
- また、柳河小学校での特色ある英語教育の成果を市内に広めてはいかがか。
- (2) 県内では全額英検助成を実施している自治体がある。英検受検料は保護者負担の軽減や、子どもたちの英語検定の受検機会を確保し、英語を学ぶ意欲を高めることから、本市でも助成制度を設けてはいかがか。

【答弁要旨】

打越議員の一般質問のうち、公立小中学校における英語教育についてお答えいたします。

はじめに、小規模特認校である柳河小学校での活動内容やA E Tの活用状況及び市内小中学校への成果の生かし方についてでございますが、柳河小学校では、令和6年度から英語教育を特色とした小規模特認校制度を導入し、現在、学区外から3名の児童が制度を利用しております。

特色ある取組としましては、英語を専門に教える教員とA E Tを常時配置し、教員とA E Tによるティーム・ティーチングによる授業を行っており、児童一人一人に英語で対話するなど、きめ細かな質の高い授業を実践しております。校内には、英語表記による掲示物が多く掲げられ、英語による活動は、朝の挨拶から始まり、給食の献立放送や帰りの挨拶まで、一日を通して英語に触れる機会を創出しております。

運動会では英語で放送したり、地域の祭りでは英語による劇を発表するなど、地域に向けても、英語による取組を発信しております。

さらに、国際親善姉妹都市であるアナハイム市の小学校とのオンライン交流を年2回実施しており、タブレット端末で作成した学校紹介資料や将来の夢を英語で発表しております。

また、民間企業の英会話講師による1対1のオンライン英会話を実施し、英会話学習やスピーキングテストにより、英語力を確認するなど、一人一人のレベルやニーズに応じ、学んでおります。

英語専科教員とA E Tが常駐していることから、これらの様々な場面での英語活動への支援が可能となっており、授業の中で児童が意欲的に英語を使って発表したり、学校生活の中で自然に英語を話す姿も見られております。

このような取組を通し、英語学習に興味を持ち、積極的に英語検定を受験する児童が増え、合格者も増えております。

今後とも、小規模校の良さを生かした、きめ細やかな英語教育に取り組むとともに、柳河小学校での実践の成果を市内に共有することで、各学校の実情に応じた取組を実施し、本市の英語力の向上につなげてまいります。

次に、英語検定受験料の補助の考え方についてでございますが、議員御指摘のとおり、英語検

定の受験料は保護者にとって負担が大きいものと認識しております。

本市が目指す英語力の指標としている英検3級の受験料は、英検協会が直接運営する本会場方式では6,900円ですが、学校や塾などの団体が自らの施設で実施する準会場方式では5,000円で受験が可能となります。

そのため、できる限り保護者の負担軽減が図られるよう、令和7年度、新たに、本市が独自に準会場を設置し、検定料の負担軽減を図ってまいります。準会場による受験者数やニーズ等を踏まえ、準会場での実施回数の拡充を検討するなど、経済的状況により子どもの受験機会に差が生じないように努めてまいります。

さらに、英語検定を受験する子どもたちに対する英語学習会を新たに開催し、合格に向けた学習支援を実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても、英語で自分の考えを発表したり、水戸の魅力を発信するなど、国内外の多様な人々をつなげるためのコミュニケーション能力の育成を目指した英語教育を進めてまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 鬼澤 真寿

答弁者：教育部長

4 「未来をリードする子どもたちの育成」を図る学校施設の整備**(1) 飯富小学校，中学校の整備計画の進捗状況について**

質問内容：飯富小学校・中学校整備計画について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

飯富小学校，中学校の整備計画を水戸市第7次総合計画に位置付け，前期計画での整備着手を目指していると認識しているが，現在の進捗等について伺いたい。

【答弁要旨】

鬼澤議員の一般質問のうち，「未来をリードする子どもたちの育成」を図る学校施設の整備についてお答えいたします。

はじめに，飯富小学校，中学校の整備計画の進捗状況についてでございますが，飯富小学校，中学校につきましても，大半の建物が建設後40年以上経過していることから，早急な老朽化対策が必要であると認識しております。

そのため，教育活動や児童生徒の動線等，効果的な建物の配置や教室配置などについて，技術的な検討を行い，施設整備に関する基本構想や耐力度調査を実施し，財源の確保に関する検討も進め，水戸市第7次総合計画一みと魁・N e x tプランーにおいて前期計画期間内に整備着手することを位置付けたところでございます。

みと魁・N e x tプランにおいては，こどもたちが快適に学習できる学校施設の整備，充実を図るため，長寿命化改良事業やバリアフリー化整備事業など，大規模な事業や計画的に実施する事業を位置付けており，特に，近年，児童生徒が増加している学校の教室確保を図るため，校舎増築事業について早急に措置することとしたものでございます。

また，近年の記録的な猛暑による熱中症対策や安全・安心な学習環境の確保，災害時に地域の方々安心して利用できる避難所の環境づくりを目指し，飯富小学校，中学校を含む全ての小中学校に対して，屋内運動場への空調設備設置及びトイレ洋式化も優先して進め，令和10年度までに整備完了することとしております。

これらの喫緊の課題については，3か年実施計画において，限られた財源の中でも集中的に取り組んでまいりたいと考えており，令和7年度予算においても，酒門小学校，吉沢小学校，第四中学校の校舎増築事業に関することや，屋内運動場への空調設備設置及びトイレ洋式化に関することについての予算を本議会に提案させていただいたところでございます。

また，飯富地区を含む那珂川流域においては，令和元年東日本台風を踏まえ，国，県，市が連携した那珂川緊急治水対策プロジェクトが策定されており，地元の方の意向を踏まえた土地利用の検討や住まい方の支援なども含めた治水対策が実施されているところでございます。プロジェクトの事業期間が令和8年度までとなっており，その動向にも注視しながら，人口動態を考慮し，飯富小学校，中学校の整備内容等について検討を進める必要があると考えております。

これらのことを踏まえ，保護者，地域，学校，関係機関等と充分調整を行いながら，飯富小学校，中学校の学校施設整備に取り組んでまいります。

(2) 飯富小学校、中学校の今後の方向性について

質問内容：飯富小学校・中学校の今後の方向性について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

学校施設の整備と合わせ、今後、飯富小学校、中学校をどのように位置付けていきたいのか、方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、飯富小学校、中学校の今後の方向性についてでございますが、現在、飯富小学校、中学校におきましては、隣接地であるメリットを生かし、小中学校共通の児童生徒の育成目標であるランドデザインを策定し、積極的に小中一貫教育の取組を実践しております。

具体的には、小中合同の行事として、スポーツフェスティバルの開催や、小学校の音楽や図画工作の授業を中学校の教員が担当する乗り入れ授業、小中学校教職員合同での学習指導や生徒指導研修などを行っております。

小中一貫教育の取組をさらに進める学校の在り方としては、施設一体型小中一貫校である国田義務教育学校のような義務教育学校という形態がございます。

義務教育学校は、一人の校長、一つの組織であるため、全ての教職員が1年生から9年生までの児童生徒に関われることから、9年間一貫した学習指導や生徒指導が行えることが大きな利点であり、特に小規模校においてはその特色を生かせるものと考えております。

飯富小学校、中学校の施設整備に当たりましては、このような取組や本市の教育目標、教育理念などを踏まえ、現在、教育委員会として、地域の特性や実情を十分に考慮した学校の在り方について、横断的に検討しているところでございます。

今後におきましては、本市における小中一貫教育の取組や効果を検証しながら、飯富小学校、中学校の特性を踏まえ、より良い教育環境が整うよう、施設整備や学校の在り方について検討してまいります。

一般質問

質問者：魁, 水戸 綿引 健

答弁者：教育部長

4 教育行政について

- (1) 本市の英語教育に関する現状と課題について
- (2) 市内幼稚園へのAET配置について
- (3) 検定試験を受ける子どもたちへの助成について

質問内容：英語教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) 本市では、英語教育に対し先進的な取組を行っており、児童生徒の英会話力や英語に対する意欲の向上に努めているが、現在行われている施策の実施状況や課題について伺いたい。
- (2) 本市が掲げる「世界で活躍できる人材の育成」や「英会話力の向上」という理念の実現に向け、幼児期からの英語教育をより充実させることが重要と考える。現在、本市における幼稚園や保育所等へのAETの配置状況及びその活用について伺いたい。
- (3) 現在他自治体において英語検定試験の助成が行われているが、本市の子どもたちに対し、平等な英語教育の機会を提供するという視点から、受験する子どもたちへの補助金等の設定について本市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

綿引議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、本市の英語教育に関する現状と課題についてでございますが、近年、グローバル化が急速に進展する中で、未来を切り拓いていくためには、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニケーションツールである英語力の向上が必要であると考えております。

そのため、本市では、英語によるコミュニケーションの素地や基礎となる資質・能力の育成を図ってまいりました。

具体的には、実践的な英語力を身に付け、子どもたちが英語を話すことに自信を持ち、積極的に話せるよう、授業だけでなく、学校生活の様々な場面でAETが関わり、子どもたちが英語に触れる機会を設けております。

また、校外の活動としましては、AETを活用し、夏季休業期間において、希望者を対象とした英語体験活動や、オンライン英会話を実施しております。

これらの取組により、県の英語教育実施状況調査では、英検3級相当以上の力があると判断される中学3年生の割合は、本市では64.2%となっており、令和9年度までに国が目指す60%を既に達成しております。

英検3級相当以上の生徒の割合は年々増加しておりますが、英語を人前で話すことや英語の基礎となる文法が苦手な子どももおります。

そこで、令和7年度は、AETを1名増員し、子どもたちが、AETと触れる機会を拡充し、学校生活の中で自然に英語によるコミュニケーションを図り、苦手意識の克服につなげてまいりたいと考えております。

また、授業や家庭学習を通して、英語の基礎を身に付けるため、小学校においては、AETが発音や文字を学ぶための英語教材を作成し、効果的に活用しております。中学校においても、今後、県が実施する英語テストの復習や、単語や文法における基礎・基本の定着を図るための学習

教材を作成してまいります。

このような取組を通し、一人一人の理解度に応じた英語学習を行うことで、全ての子どもたちの英語力の向上を図ってまいります。

次に、市内幼稚園へのAET配置についてでございますが、本市では、現在38名のAETを配置しており、そのうち、19名を全ての市立幼稚園、保育所及び認定こども園へ年間30時間程度派遣しております。子どもたちは、AETと一緒に英語の歌を歌ったり、ゲームを行うなど、英語あそびを主とした活動だけでなく、外遊びや周辺散策を行うなど、幼児期からの英語教育に取り組んでおります。

今後とも、AETを活用し、英語を楽しみ、英語に自然に慣れ親しむことで、小学校の英語教育への円滑な接続につなげてまいります。

次に、検定試験を受ける子どもたちへの助成についてでございますが、議員御指摘のとおり、英語検定の受験料は保護者にとって負担が大きいものと認識しております。

本市が目指す英語力の指標としている英検3級の受験料は、英検協会が直接運営する本会場方式では6,900円ですが、学校や塾などの団体が自らの施設で実施する準会場方式では5,000円で受験が可能となります。

そのため、できる限り保護者の負担軽減が図られるよう、令和7年度、新たに、本市が独自に準会場を設置し、検定料の負担軽減を図ってまいります。準会場による受験者数やニーズ等を踏まえ、準会場での実施回数の拡充を検討するなど、経済的状況により子どもの受験機会に差が生じないように努めてまいります。

さらに、英語検定を受験する子どもたちに対する英語学習会を新たに開催し、合格に向けた学習支援を実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても、英語で自分の考えを発表したり、水戸の魅力を発信するなど、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニケーション能力の育成を目指した英語教育を進めてまいります。

報告（2）

水戸市地域文化財の認定について

1 水戸の座敷舞

- (1) 名称 水戸の座敷舞ざしきまい
- (2) 区分 無形文化財
- (3) 保持団体 一般社団法人水戸芸能士協会
- (4) 認定日 令和7年3月19日
- (5) 概要

本件は、水戸の花街はなまちで継承されてきた芸能である。

寛文年間（1661年～1672年）頃、京都の茶屋女たちが、当時流行り始めた歌舞伎を真似て三味線や踊りを披露するようになった。これが今日の芸妓げいぎの原形と言われ、江戸末期頃、江戸を経由して水戸にも流入した。

明治以降、水戸の芸妓は下市、上市、谷中の3地域を拠点に、かつては北関東一の数を誇ったが、次第に下火となり、昭和2（1927）年に272人いた芸妓が、令和6（2024）年時点では1名のみまで減少した。

水戸伝統のお座敷文化消滅の危機を感じた大工町三業組合さんぎょうは、昭和56（1981）年に「芸能士協会」を仮発足させ、幼少期からの徒弟制とてい的芸妓育成ではなく、すでに名取級なとりきゅうの芸を持つ女性を「芸能士」に認定登録し、お座敷文化を継承する試みを始めた。平成21（2009）年には一般社団法人水戸芸能士協会が発足し、芸妓から舞・三味線の技を伝授された数名を「舞方まいかた」の名称で登録し、水戸の伝統的な舞や唄、お座敷遊びなどのお座敷文化の存続を図るため活動している。例年、水戸黄門まつりやみなと八朔まつりはっさくなどで演舞が披露されている。

近代以降の水戸の花柳界かりゅうかいを物語る上で欠かすことのできない芸能である。



演舞の様子

2 親鸞聖人御田植の伝承地

- (1) 名称 親鸞聖人御田植の伝承地
(2) 区分 史跡
(3) 所有者 個人
(4) 所在地 水戸市飯富町 2083 番 1
(5) 認定日 令和 7 年 3 月 19 日
(6) 概要

本件は、浄土真宗の開祖である親鸞聖人が民衆に御田植歌を授けたと伝わる地である。

朝廷の命によって京を追放された親鸞は、越後国（現新潟県）への流罪が解かれた後、常陸国にやって来て稲田（現笠間市）に拠点を置き、東国における布教活動を行った。その時の親鸞伝説のひとつとして、次のようなエピソードがある。

ある時、平太郎という人物から教えを請われ、大部郷（現飯富町）にやって来た親鸞は、人々がそれぞれ好き勝手に歌いながら田植を行っている様子を見ると、この不効率なことを嘆き、自ら田に分け入って仏の厚恩を説く御田植歌を伝授した。すると人々は感動し、以後当地ではこの御田植歌が歌い継がれたというものである。

浄土真宗の開宗 700 年に当たる大正 12（1923）年には、親鸞聖人の遺徳を慕う人々の浄財によって顕彰碑が建立された。大小の石碑は主副の関係となっていて、主碑には「親鸞聖人舊跡」の文字が、副碑には建保 6（1218）年に親鸞がこの地を訪れ、農民に「御田植歌」を教えながらともに田植をしたという伝承と、石碑建立のための寄附者名がそれぞれ刻まれている。

現在、この御田植歌を歌う習慣は失われたが、飯富地区では今なお「親鸞聖人御田植の旧跡」として親しまれており、地域の歴史を物語る上で欠かすことのできない文化財と言える。



史跡全景



顕彰碑